

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成19年7月4日(水)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

浅谷友一郎	遠藤香枝子	遠藤恵子	大沼洋一
岡崎智政	亀井基子	菊池武剋	小林健司
佐久間敬子	千葉真弓	成田喜達	師研也

(2) 事務局

佐藤信昭事務局長	浅倉信次首席家裁調査官	柳田泰道首席書記官
阿部吉明事務局次長	清野武総務課長	平塚秀喜総務課課長補佐

4 議事

(以下、 は委員長、 は委員、 は事務局、 は説明補助者の発言)

(1) 委員長代理の指名

委員長代理に大沼委員を指名する。

(2) 前回開催の委員会以降の広報活動等について

前回開催以降、次のような広報活動を実施した。

ア 平成18年11月から庁舎1階待合いコーナーに南小泉小学校の児童が描いた絵を展示していたが、平成19年5月からは木町通小学校の協力を得て同校の児童が描いた絵を展示した。

なお、南小泉小学校に絵画を返却する際には、絵画を描いた児童全員に家裁所長から感謝状を贈った。

イ 5月の憲法週間に例年どおり各種の広報行事を行った。

仙台地方裁判所においては、7日及び9日に裁判員制度に関する説明会を、8日、9日及び10日に法廷見学会を実施したところ、多くの方が訪れ、おおむね好評だった。また、仙台家庭裁判所においては、8日に法務局、検察庁及び弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催し、多くの相談者が訪れた。

ウ 裁判員制度を理解してもらうために、仙台高等裁判所及び仙台地方裁判所と協力して、100社近くの企業訪問を行った。

どのような趣旨で企業訪問を行ったのか。また、企業の反応等はどうか。

裁判員制度の意義、裁判員の役割及び裁判員裁判の運用のイメージ等の説明と、模擬裁判や模擬選任手続への協力依頼のために企業訪問を行った。また、訪問した企業は仙台商工会議所から紹介された企業で、企業規模は様々であったが、事前にアポイントを取って職員2人が1組になって訪問した。それぞれ30分から1時間程度の説明等を行ったが、反応は会社の事情等もあり様々だった。

一般の国民は、裁判員制度という制度の名称自体に対する知識は得ているが、中身については必ずしも理解をいただいている。裁判員に選ばれたときに現実的に参加するかどうかを尋ねると、積極的に参加の意向を示している人は多くないのが実情である。いろいろな意味で御理解をいただく必要があり、法曹三者で協力して尽力しているところである。また、裁判員裁判をイメージしていただくためにDVDを作成したりする等、いろいろな試みを行っている。さらに、円滑な実施が図られるために模擬裁判や模擬選任手続を行っているが、これらの模擬手続を行うには名簿をもらう必要があるため、企業を訪問して名簿を出してもらうよう協力依頼を行っている。

実際に企業を訪問した際の実情等について説明を行った。

無料法律相談の需要が多いと聞いているが、開催の周知方法等はどうか。

裁判所のホームページでお知らせするとともに、各市町村に対して無料法律相談のお知らせを行ってもらうよう依頼を行い、さらに、地元新聞社に案内記事を掲載してもらっている。

(3) **家裁委員会の実情についてのアンケートに対する回答について**

家裁委員会の実情についてのアンケートが来ているのでその回答の是非について語りたい。調査事項はすべてホームページに掲載してある事項なのですべて回答したいと思うがどうか。

賛成（全員）

すべての項目について回答することとする。

(4) **テーマ「人事訴訟における参与員の活用」について**

協議の進行について、参与員の活用状況及び人材確保等についての説明や参与員として事件関与についての体験談の披露を受けてから協議に入りたい。そこで、参与員を説明補助者として当委員会に出席してもらってよろしいか。

賛成（全員）

（人事訴訟に関与する参与員候補者稲井慶子及び家事審判に関与する参与員候補者安久津寛出席）

人事訴訟においての参与員の活用状況を説明

人事訴訟に参与員として関与した体験談を披露

家事審判に参与員として関与した体験談を披露

参与員の人材確保等について説明

人事訴訟に関与する参与員が101人いるようであるが、参与員が関与する訴訟の件数はどのくらいあるのか。また、全く関与しない参与員が生じたりしていないか。

101人は本庁及び管内の合計であり、本庁の参与員は40人である。本庁では平成18年は22件の人事訴訟に参与員が関与している。1件につき男女1人ずつの参与員が関与しているため、延べ44人が関与していることになり、ほとんどの参与員は1年に1回は関与していることになる。参与員が足りないという事情はないが、もっと若い参与員という要望が上がっている。

調停委員と参与員はどのように関係するのか。また、当該事件を担当した調停委員が参与員として関わる可能性があるのか。

調停委員は話し合いを斡旋して双方の合意を導くことを行っているが、参与員は裁判や和解に関与して意見を述べるという点で違う。調停委員と参与員とは役割が違い、名簿も全く別である。一人の人が調停委員と参与員を兼ねることはあるが、同じ事件に調停委員として関与しながら、さらに参与員として関与することは、予断が入るので基本的には好ましいことではない。私は同じ事件で関与するような指定は行っていない。

参与員候補者の名簿は公開されているのか。

特に規定されていないが、候補者の段階では具体的に事件に関与していないことや守秘義務の点からも公開されていない。

人事訴訟に関与する参与員には法律的知識が必要となるのか。

特別な法律的知識は必要ない。参与員は国民の司法参加、民意の反映という観点から関与していただいているからである。ただ、基礎知識があったほうが意見を述べやすいという場合には、私の方から必要な法律的知識を説明のうえ、意見を述べてもらっている。

一般の人が裁判官の発想の手助けとなる巷の意見を述べたほうが参考となるのではないか。また、時代の変化が分かるどこにでもいる方が良いのではないか。

参与員には当事者と年代が近い人を選んでおり、同じような年代の人に意見を聞くのが良いと思っている。

人事訴訟に関与する当庁の参与員候補者の年代別割合を説明

前回の調停委員の人材確保の際も述べたが、経験をたくさん積んだ方が知恵があるので、参与員として有用ではないのか。

当事者よりもあまりにも若い参与員であれば参考にならないと思われるが、同じ年代であれば参考になると思う。若い人の中には、自分と年の離れた人から意見を言われると聞き入れないような人もいるので、関与する参与員は当事者とあまり年の差がないほうが良いと思う。

参与員候補者の公開については大事な問題である。関係機関から候補者の推薦をもらうということは、一つのふるいを掛ける意味で良いのであろうが、それだけでは不十分である。公開することで適格性等をチェックすることが可能となる。チェック機能が大事である。

御意見として伺っておきたい。

裁判員と参与員の制度上の違いについて確認しておきたい。裁判員は裁判に参加して裁判官と一緒に有罪かどうかを決める。参与員は審理や和解に参加し評議するが、判断は裁判官が行うという点が法律に定められた制度として大きく違う。

家族や家に対する考えが大きく変わってきている。参与員の年が30代や60代というのは単なる年齢の違いだけでなく、考え方の基本的なところが違うことにならないかと思う。参与員の役割が問われるのではないかと思う。

当事者が参与員の関与を望まない場合はどうしているのか。

参与員を関与させるかどうかは裁判官が判断することになっている。当事者のど

ちらか一方が参与員の関与を望まない場合は、円滑な審理のために関与を避けることになることが多い。

担当した人事訴訟に参与員が関与したことがあったが、事前に裁判所から打診などはなかった。現状はどうなっているのか。

裁判所から事前に打診はしていない。

私が担当したのはDVの事件であったが、参与員が関与しているので、当事者は最初びっくりし、「あの人は誰か。」と聞かれたことがあった。その事件は傍聴者も多く、当事者以外の人にも話を聞かれても良い事案であったが、考え方もいろいろあるので、参与員を関与させるかどうかについて、当事者等に打診するなど配慮していただいた方が良いのではないかと思う。

委員の意見は参考にさせていただきたい。個別の事件に参与員を関与させるかどうかは、事前に意向を聞いてもらいたいということか。

事前に話があるとそれなりに心構えができると思う。

期日を指定するときに説明した方が良いのかもしれない。私の場合、対席事件では100%参与員に関与してもらっている。

若い貧乏な人が増加している。新聞等を読めない事情にあるので、情報を得るため、インターネットのポータルサイトの頭だけを見ていると聞いている。そこに裁判所の広報を出せないか。

人間性に関しては時代が変わっても諦めてはいけない。良いものは残るものと思うので、善悪に関する考え方は若い世代に受け継ぐべきである。あまり、時代の変化におどおどしない方が良いと思う。

家庭についての問題解決については、家庭裁判所がいわゆる最後の砦になっている感じがある。当庁においても、職員及び調停委員が日々研さんを積んで一丸となって調停に取り組んだ結果、昨年度の婚姻関係事件での調停成立率は全国一であった。数字としての結果が重要ということではなく、研さんを積んだ結果と調停に対する姿勢によりこのような結果になったものと思っている。

当事者の立場から見ていて、調停委員には、根気のいる難しい事案を取り扱ってもらっている。社会の基盤が変わって多種多様になっており、いろんな考え方も出てくる。ただ、調停委員が御苦労をさせていただいていることと、中立に関与していただいているかどうかの中身のことは違う。調停委員が当事者の立場で臨んでいるのか、難しい課題である。調停委員には日々研さんを積んでもらう必要がある。これは自分の反省を含めてである。

参与員制度は国民の司法参加の一環と考えられるが、その参与員の意見は、結論にどのように反映されているのか。平成16年4月に地裁から家裁に人事訴訟事件が移管されたが、移管後何か変化したのか。人事訴訟事件に対する参与員の活用について、制度を設けた当初の目的が合致しているのかどうか。裁判員制度が始まるのでお聞きしたい。

裁判所の物差しとは違った角度から意見をいただいている。夫婦の破綻には幅があるが、別の角度からの意見によって、意識の変化に役立ち、判断の参考になる。様々な権威が失墜している中で、辛うじて裁判所の権威が保たれているが、裁判所

の尺度で判断して良いのかどうか、改めて問うということは有意義である。参与員制度は裁判所の物の考え方に大きな影響を与えている。

委員としてはこれが最後になるので意見を述べさせていただきたい。これまでの家裁委員としての経験を日常生活に活かしていきたい。また、裁判員制度については、人が人を裁くということを重く受け止めて実施してもらいたい。さらに、裁判員制度に対する教育についてももっと力を入れてもらいたい。私は、裁判員制度については、個を中心に考える西洋の発想であり、和を大事にする我が国の国民性と相容れないものがあると思う。その点も含め慎重に実施してもらいたいと思っている。

私も意見を述べさせていただく。裁判員制度は司法の社会に対する接近であり、大衆に迎合するなど運用を誤ると大変なことになる。司法に課された任務は非常に重要である。どのあたりで折り合いを付けるかどうか、試行錯誤するだろうが、運用するのは裁判所であり、政治であり、国民である。バランスが大事になる。裁判所の責任は非常に大きいと思う。

様々な委員の意見については、改めて噛みしめなければならないと思う。司法に対する信頼は、裁判所の原点でもあり、それは相当程度まで維持されていると思われるが、社会の動きの根底に流れている国民の意識と裁判所の認識が離れていないかについては危機感を持って臨まなければならない。特に専門化集団だけのブラックボックスにならないように、透明にして一般の国民の考えに応える認識が必要である。司法が社会のルールを決めていく時代になり、経済のルールも司法の場で最終的に決められる時代を迎えつつあるとの覚悟が求められていると思っている。危機感を持ってやっていきたい。

これで「人事訴訟における参与員の活用」についての協議を終了する。委員の意見を踏まえて今後の参与員の活用等に参考とさせていただく。次に、多くの委員が任期を終了され、これまでそれらの委員からは非常に有益な御意見をいただいたが、任期を終了するにあたり意見を伺いたい。

司法制度が改革されていく中で、家裁委員として参加させてもらい、現在の仕事に活かすことができた。さらに、いろいろなことを勉強させてもらった。開かれた裁判制度、使い勝手の良い裁判になるよう、今後も努力していただきたい。

いろんな人の意見を受けて家裁を活用させてもらえば良いと思う。私もいろんな意見を言わせてもらった。裁判所の努力は認めるが、DVに関する対応や調停委員の対応等についてはいろんな意見があることを理解していただきたい。当事者の目線に立って理解してもらわなければ大変なことになると思う。

裁判所のロビーに子どもが描いた絵画の展示を提言したら、直ぐに採用していただいた。対応の素早さは他の役所と違い感動した。ただ、裁判所は静か過ぎる。無言の空間は辛いものがある。予算上の制約があるのかもしれないが、水の音は落ち着くのでそのような設備を施してはどうか。そうすれば待合室も辛くなるのではないかと思う。

5 次回テーマの選定、次回期日について

次回の委員会のテーマについて、今回は多くの委員が初めて当庁の家庭裁判所委

員会に出席されるので「最近の仙台家庭裁判所の取組」を協議することとし、併せて庁舎見学を実施したいが、意見はないか。

(意見なし)

それでは、次回テーマは「最近の仙台家庭裁判所の取組」とする。

次回期日については、本年11月ころとして、その日程は後日事務局の方から連絡することによいか。

賛成

以上